

広島県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字上殿字地獄谷七〇番一地从先から 山県郡安芸太田町大字上殿字地獄谷七〇番一地从先まで		三五・五〇〇 四〇・五〇〇	二五・〇〇〇		
	三八・〇〇〇 四〇・〇〇〇	二五・〇〇〇			拡幅